

当別町の財政状況

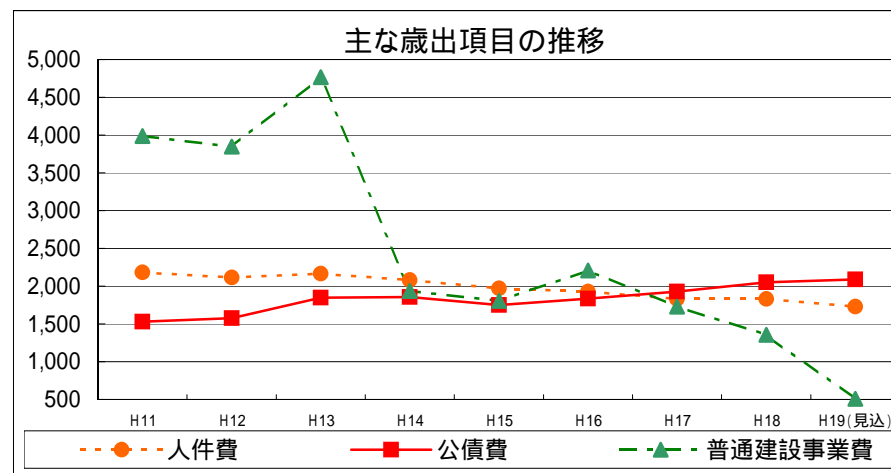
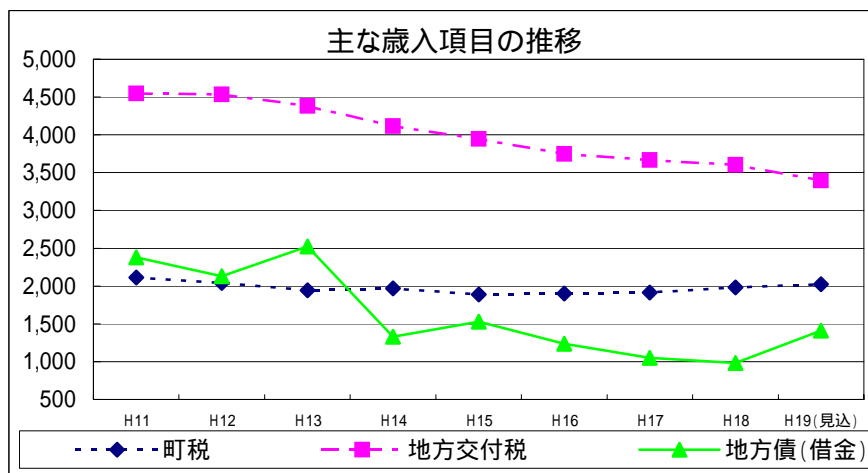
(平成19年8月)

総務部 財政課 財政係

1 決算状況の推移

(単位:百万円)

項目	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19(見込)
歳入	12,943	12,349	13,333	10,429	10,112	10,229	9,898	9,323	8,824
町税	2,113	2,039	1,942	1,968	1,888	1,903	1,913	1,980	2,022
地方交付税	4,545	4,535	4,380	4,114	3,947	3,747	3,666	3,604	3,397
地方債(借金)	2,380	2,131	2,523	1,331	1,529	1,235	1,050	983	1,412
基金繰入金(財調・減債)	0	90	412	263	0	162	50	257	46
その他	3,905	3,554	4,076	2,753	2,748	3,182	3,219	2,499	1,947
歳出	12,839	12,247	13,226	10,332	9,933	10,092	9,772	9,159	8,824
人件費	2,182	2,114	2,166	2,080	1,971	1,927	1,831	1,829	1,727
公債費	1,530	1,576	1,847	1,856	1,752	1,833	1,928	2,049	2,089
扶助費	516	360	387	364	519	555	551	551	594
普通建設事業費	3,986	3,846	4,765	1,935	1,805	2,206	1,730	1,357	507
その他	4,625	4,351	4,061	4,097	3,886	3,571	3,732	3,373	3,907



ポイント
町税及び**地方交付税**は、歳入に大きな割合を占める2大項目となっておりますが、ともに平成11年度をピークとして減少している傾向にあります。
 (町税+地方交付税 H 67億円 H 56億円 11億円)
 また、**地方債(借金)**については、平成12年度に「公債費負担適正化計画」を策定し、借金を伴うような事業(道路や施設の建設など)を縮減し、10億円程度まで抑制しております。

ポイント
人件費は、財政状況の悪化から退職者の欠員を不補充とするなど職員数の減少に勤めていること、更には管理職手当や期末勤勉手当を削減することにより減少となっております。
普通建設事業は、実施により町債の発行(借金)を伴うことから、歳入においても説明しているとおり、大幅な削減を実施しております。
 一方で、**公債費**については、過去に実施した普通建設事業の実施により累増した町債の返済が大きくなっており、平成19年度まで増加を続ける見込となっております。

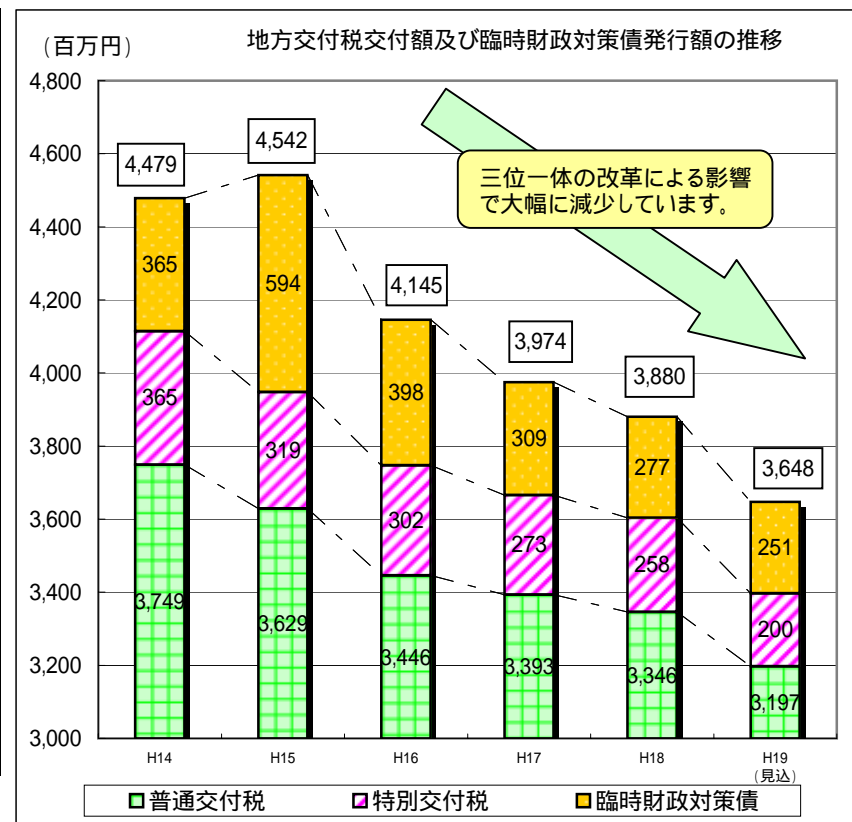
2 地方交付税等の状況

地方交付税とは？

市町村は、地方税を徴収し行政を運営していますが、それだけでは賅うことができません。このため、国は国税である所得税・法人税・酒税・たばこ税・消費税(法定五税)の25～35.8%を地方交付税として地方に配分しています。地方の財源不足を穴埋めし、地域ごとの財政格差を調整して、どの市町村においても標準的水準の行政サービスを受けられるようにしています。補助金のように用途が定められていないので、使い道が自由な交付金として配分されます。

(単位:千円)

区 分		H14	H15	H16	H17	H18	H19 (見込)	増減額 累計 H15～H18
交付及び許可額	普通交付税	3,749,010	3,628,685	3,445,595	3,392,920	3,346,227	3,196,859	
	特別交付税	364,993	318,808	301,582	272,966	257,580	200,000	
	小計	4,114,003	3,947,493	3,747,177	3,665,886	3,603,807	3,396,859	
	臨時財政対策債	364,900	594,200	398,100	308,600	276,500	250,874	
	合計	4,478,903	4,541,693	4,145,277	3,974,486	3,880,307	3,647,733	
増減額	普通交付税		120,325	183,090	52,675	46,693	149,368	282,458
	特別交付税		46,185	17,226	28,616	15,386	57,580	61,228
	小計		166,510	200,316	81,291	62,079	206,948	343,686
	臨時財政対策債		229,300	196,100	89,500	32,100	25,626	317,700
	合計		62,790	396,416	170,791	94,179	232,574	661,386
増減率	普通交付税		3.2	5.0	1.5	1.4	4.5	7.8
	特別交付税		12.7	5.4	9.5	5.6	22.4	19.2
	小計		4.0	5.1	2.2	1.7	5.7	8.7
	臨時財政対策債		62.8	33.0	22.5	10.4	9.3	53.5
	合計		1.4	8.7	4.1	2.4	6.0	14.6

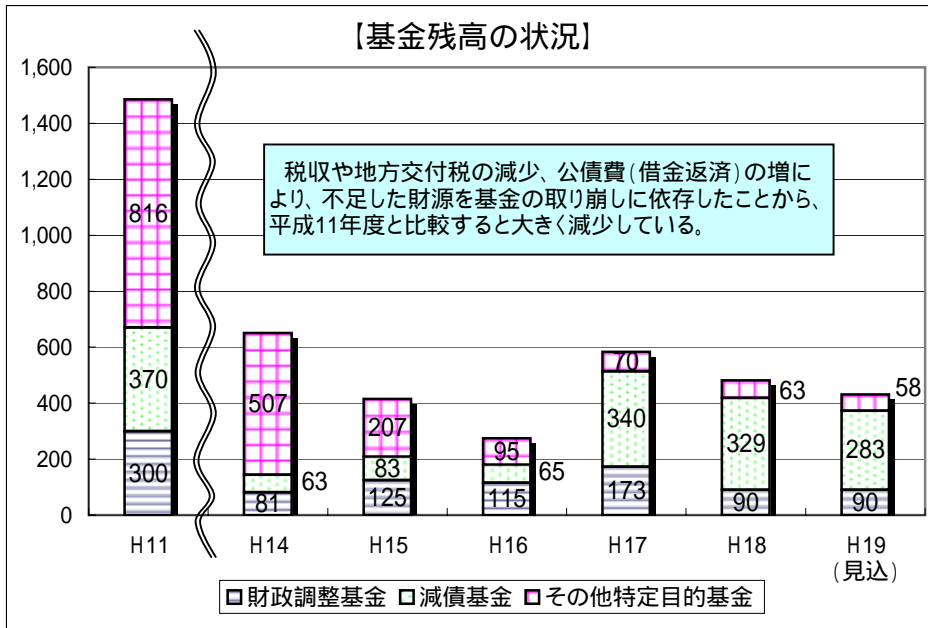


3 基金残高の推移

(単位:百万円)

	H11	H14	H15	H16	H17	H18	H19 (見込)
財政調整基金	300	81	125	115	173	90	90
減債基金	370	63	83	65	340	329	283
その他特定目的基金	816	507	207	95	70	63	58
合計	1,486	651	415	275	583	482	431

注) 平成15年度、平成16年度に実施した繰替え運用については、残高から除いていること。

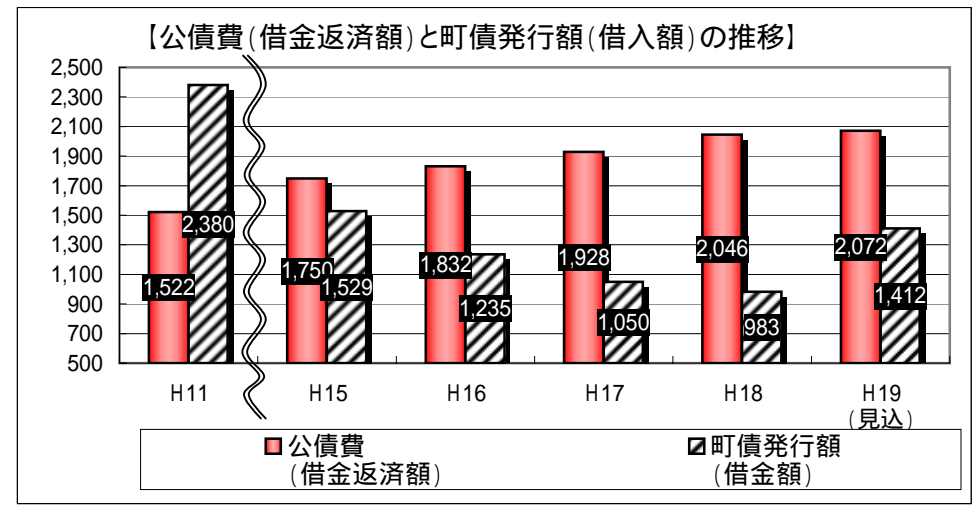
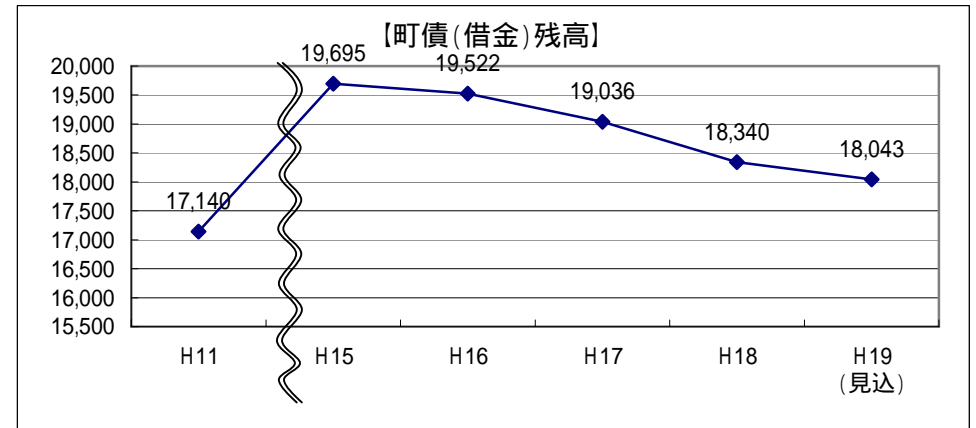


財政調整基金 ~ 安定期的な財政運営を行うために積み立てられたものであり、不測の歳入減や歳出増に対応するための貯金である。
 減債基金 ~ 公債費(借金返済)の償還を計画的に行うために積み立てたもの。
 その他特定目的基金 ~ 特定の目的のために積み立てたもので、本町には社会福祉基金やまちづくり基金などがある。

4 町債残高と町債発行額の状況

(単位:百万円)

	H11	H15	H16	H17	H18	H19 (見込)
町債残高 (借金残高)	17,140	19,695	19,522	19,036	18,340	18,043
公債費 (借金返済額)	1,522	1,750	1,832	1,928	2,046	2,072
町債発行額 (借金額)	2,380	1,529	1,235	1,050	983	1,412



5 過去に実施した主な事業に係る起債発行額(平成7年度以降)

(単位:百万円)

実施年度	事業名	起債発行額
H7	給食センター建設事業	460
H7	西町会館建設	27
H7~8	西当別小学校校舎増設事業	160
H7~8	当別駅周辺整備事業	380
H7~9	春日団地建設事業	784
H8~9	西当別コミュニティセンター建設事業	812
H7~9	白樺緑地公園造成事業	183
H10	ふとみ保育所建設事業	322
H10	森の道会館建設事業	32
H11	西当別中学校校舎増設事業	267
H12	駅周辺整備事業(ポッポ公園造成)	132
H11~12	総合保健福祉センター(ゆとろ)建設事業	960
H12	スターライト会館建設事業	33
H10~13	あいあい公園造成工事業	483
H12~13	石狩広域穀類乾燥調製貯蔵施設(ライスセンター)建設事業	1,200
H14~18	遊遊公園造成事業	469
H13~18	当別幸町区画整理事業	674
計		7,378

上記以外にも道路整備事業・農業関連の土地改良事業など 14,750

平成6年度末の町債残高(借金残高)	10,105
平成7年度から平成18年度までに発行した町債(借金)	22,128
平成7年度から平成18年度まで償還した元金(借金返済(元金))	13,893
借金額(A) - 返済額(B) = 借金残高の増減 (A - B)	8,235
平成18年度末町債残高(見込)	18,340

上記で示すとおり、平成7年度から平成18年度までの12年間で公共施設整備や道路・農業基盤整備のために221億円もの借金をし、事業を実施してきました。

逆に借金を返済した額は、139億円にとどまり結果、差引額の82億円がこの12年間で借金残高として膨れ上がってしまいました。

この要因としましては、人口急増に対応するための社会資本基盤の充実やバブル経済崩壊後政府が発動した景気対策による公共事業の促進に呼応し、実施した事業が積み重なったためであると分析されます。

6 よくある質問Q&A

Q 当別町の財政状況が悪いとか厳しいと聞きますが、どの程度悪いのですか？

A 地方自治体の財政状況の良し悪しは、主に財政指標や地方債残高(借金残高)により判断されます。

主に判断基準となる指標は、財政力指数・経常収支比率・実質公債費比率などとなっており、本町の状況については次のとおりです。

	当別町	全道平均	全国平均
財政力指数	0.36	0.27	0.52
経常収支比率	93.6%	91.8%	90.2%
実質公債費比率	21.8%	16.4%	14.8%
地方債残高(人口1人あたり)	963,890円	680,720円	462,447円

(平成17年度決算より)

財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指数で、過去3年間の平均値で示します。この財政力指数が大きいほど財政力が強いといえます。

経常収支比率とは、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、毎年度経常的に支出される経費に、地方税や普通交付税などのように用途が特定されていない経常的な収入がどの程度充てられているかを割合で示したものです。この比率が、高いほど財政の硬直化が進み、弾力性を失いつつあることを示しています。

実質公債費比率とは、一般会計で借り入れた起債(借金)に下水道などの特別会計や消防事務組合などの一部事務組合で借り入れた起債(借金)のうち一般会計で負担した額を加えた実質的な借金返済額に町税など用途が特定されていない収入(一般財源)が占める割合であり、この比率が25%を超えると新たに起こすことのできる地方債(借金)が制限されることとなります。

地方債残高(人口1人あたり)とは、普通会計の町債残高(借金残高)を平成18年3月31日現在の住民基本台帳人口で割り返した額です。

上記の指数等から本町は、ある程度の財政力はあるものの、公債費(借金返済)が増加していることに伴い、財政構造の硬直化が進み弾力性を失いつつあることが、全道・全国平均と比較しても分かります。

Q ここまで財政状況が悪化した理由は何ですか？

A 要因は、大きく分けて3つの要素により悪化したものと考えられます。

1つ目は…

公債費(借金返済額)の増加によるものです。

前のページでも触れているとおり、人口急増に対する社会資本整備や農業基盤整備・道路整備などの投資のための借金が膨れ上がり、その償還(返済)が財政を圧迫しているのが現状です。

2つ目は…

地方交付税の急激な減少によるものです。

これも前のページで触れておりますが、小泉内閣が打ち出した三位一体の改革により、近年、国から交付される地方交付税が急激かつ大幅に減少しております。

この状況は、本町のみならず全国の市町村でも同様な状況となっていることから、昨今はマスコミなどにおいても市町村の財政難が取り沙汰されている状況にあります。

本町にとっては約4割を占める大きな財源であり、平成16年度から18年度までの3年間で約7億6千万円も減少していることから、1つ目の要因とあわせて財政逼迫の大きな要因となっています。

3つ目は…

基金(貯金)が減少していることです。

1つ目、2つ目の要因は出て行くお金が多くなった一方で入ってくるお金が少なくなった…とういうことを意味しています。

もちろん歳出(出て行くお金)の節減は実施してきたものの、それでもなおかつ不足する財源を基金(貯金)の取り崩しで補ってきましたが、こうした財源不足を補うための貯金(財政調整基金)がほぼ底を突いた状況となっております。

こうした要因により、本町は過去に経験したことのない危機的な財政状況に直面しておりますが、今までのようなやり方で事業や行政サービスを実施していくと、行政が国の直轄の下に運営されることとなる「財政再建団体」への転落も非現実的なものではなくてきてしまうことから、本町の財政状況の身の丈にあった事業や行政サービスを改めて見極め、実施していくことが財政の建て直しには必要不可欠と考えます。

Q 今後、当別町はどうなってしまうのですか？夕張市のように財政再建団体へなってしまうことはありませんか？

A 平成17年度からは「行財政システム再構築プラン」、平成18年度からは「公債費負担適正化計画」などを計画・実施しております。様々な角度から行財政を見直し、財政再建に向けた取り組みを実施しており、「財政再建団体への転落」を回避するべく努力しているところでございます。

夕張市においては、病院事業や観光事業における多額の負債を不適切な会計処理により、赤字の表面化を隠していたことから非常に大規模な財政破綻に至ったものであります。

本町においては、当然そうした不適切な会計処理は一切行っておりませんし、今後も町広報誌やホームページにおいて積極的に情報開示に努め、財政状況をなるべく判りやすく皆様にお知らせしてまいります。

【用語解説】

【三位一体の改革】

地方自治体が決定すべきことは国ではなく地方自らが決定するという地方分権を実現するために、

(1)国から地方へ支出される補助金(国庫補助負担金)の削減

(2)国から地方への税源の移譲

(3)地方交付税の見直し

上記3本の柱を、同時並行的に進めていくという意味で三位一体改革と呼んでいます。

【財政再建団体】

市町村などの地方自治体が財政赤字に陥った場合、国から「財政再建団体」の指定を受けて、赤字の解消を行う地方公共団体のことです。

法律(地方財政再建促進特別措置法)では、赤字額が一定額(市町村は標準財政規模の20%)を超えた場合、財政再建団体(正式には準用財政再建団体)の指定を受けることとなり、会社で言う「倒産」に例えられます。

本町の財政規模から約11億円の赤字が発生すると「財政再建団体」の申請をすることとなりますが、平成18年度末現在では赤字は発生しておりません。